

## 人事訴訟法案要綱案第五の四三(一)についての補足説明

## 「人事訴訟における当事者尋問等の公開停止と憲法第82条との関係について」

- 1 本要綱案第五の四三(一)は、人が社会生活を営むに当たっての基本となる法的身分関係の形成又は存否の確認を目的とする人事訴訟(その判決は対世効を有する。)において、当事者本人若しくは法定代理人(以下「当事者等」という)又は証人が当該人事訴訟の目的である身分関係の形成又は存否の確認の基礎となる事項であって自己の私生活上の重大な秘密に係るものについて尋問を受ける場合に、  
「その当事者等又は証人が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができ(ない)」という真にやむを得ない事情があり、かつ、「当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該身分関係の形成又は存否の確認のための適正な裁判をすることができない」という現に誤った身分関係の形成又は存否の確認が行われるおそれがあるときに、裁判官の全員一致の決定により、当該事項の尋問に限定して、これを公開しないで行うことができることを規定しようとするものである。
- 2 憲法第82条は、裁判公開の原則を規定しており、憲法がかかる明文の規定を設けた意義には十分な考慮を払うべきであるが、同条が規定する裁判の公開は、それ自体が目的ではなく、裁判を一般に公開することによって裁判が公正に行われることを制度として保障したものと解されている(最判平成元・3・8民集43巻2号89頁)。したがって、1のように、裁判の公開を困難とする真にやむを得ない事情があり、かつ、裁判を公開することによってかえって適正な裁判(身分関係の形成又は存否の確認)が行われなくなると認められるといういわば極限的な場合においても、なお同条が適正な裁判の実現を犠牲にしてまで裁判の公開を求めていると解することは相当でない。すなわち、裁判公開の原則の例外を規定する同条第2項の規定の文言に則して言えば、本要綱案第五の四三(一)の要件を満たすことにより、人が社会生活を営むに当たっての基本となる法的身分関係の形成又は存否の確認を目的とする人事訴訟において、裁判を公開することによって、現に誤った身分関係の形成又は存否の確認が行われるおそれがある場合は、同項にいう「公の秩序...を害する虞がある」場合に該当すると解することができる。